

薬物動態談話会 学会寄附に関する内規

(1) この内規は薬物動態談話会（以下、談話会）が実施する「学会寄附」（以下、寄附）における要項に関して定めたものである。本内規は事案毎に幹事会での審議により寄附を決定するため、「会計内規」から分離して定めることとした。なお、談話会が実施する学会及びシンポジウムへの寄附は一括して「学会寄附」と称する。また、本内規では「寄付」ではなく「寄附」の用語を使用する。

(2) 寄附の考え方

①談話会は産官学で研鑽を積み体内動態に優れた医薬品を患者さんに届けることを目指している。この活動の趣旨に沿って、幹事会が必要と判断した寄附を行うことができる。

②寄附の対象としては、学会及びシンポジウム等の会合が想定されるが、原則として定期開催の国際学会を主な候補に挙げ、次に開催趣旨に賛同できる不定期開催のシンポジウム等を候補とする。さらに学会寄附実績表（添付資料）を参照する。この実績表は、会計幹事が随時更新する。

なお、定期開催であっても定期的な寄附は行わず、寄附申請毎に審議の対象と考える。

(3) 学会寄附の受付け

①幹事会メンバーは寄附依頼を受付けできる。また、会員（一般会員、特別会員、功労会員）からの寄附依頼を受付けできる。寄附を受付けた幹事は、学会より以下の資料を入手し、庶務幹事と会計幹事に確認を依頼する。なお、資料の入手等の談話会窓口は庶務幹事に依頼しても良い。

- ・趣意書
- ・収支予算書
- ・プログラム
- ・会則

②会計幹事は庶務幹事及び担当の常任幹事の協力を得て提出書類を確認する。疑問点が生じた場合は、庶務幹事から学会に追加資料の要求あるいは改善を依頼する。

- ・趣意書では公印と振込み口座を確認
- ・予算書では個人費用の取り扱いを確認

学会の運営費用は「学会費用と個人費用」の合算になり、個人費用とは参加する会員個人が負担すべき費用で懇親会費、旅費、宿泊費、弁当代等になる。いわゆる個人費用が会合費用に混在しないことを確認

- ・予算書の会合費用に対して自己資金比率が 50%超（過半）であることを確認
- ・プログラムを確認（談話会からの寄附の妥当性）、なければ入手予定月を確認
- ・会則について、公認された学会は不要だが、それ以外は会則を入手することが好ましい

③寄附依頼の書面が適正に整備された段階で、庶務幹事は幹事会メンバーに当該寄附の可否について、メールベースで意見を求める。庶務幹事及び会計幹事は担当の常任幹事の協力を得て幹事会メンバーの意見に対応する。

- ④会計幹事は、当該の寄附案件が幹事会審議妥当と判断した場合、幹事会に発議する。また、前例等を勘案して寄附金額と寄附時期を提案する。

(4) 幹事会での審議

- ①会計幹事が寄附案件について発議し以下の説明を行う。
- ・当該学会が、趣意書及び前例から談話会が寄附を行うのに妥当であることの説明
 - ・趣意書、予算書等の書面が適正に作成されていることの説明
 - ・寄附金額及び寄附時期に関しての提案と根拠の説明
- ②幹事会で議論を尽くし、全員一致をもって、当該学会への寄附の可否を決議する。
- ③幹事会で寄附が妥当と決議された場合は、寄附の金額及び時期について審議し決定する。

(5) 学会寄附の実行

- ①庶務幹事は、幹事会での審議より寄附の実施が決定したことを受け、談話会会長名で学会（会長）宛に、寄附の申込み（寄附金額及び寄附金振込み予定日）に関して書面あるいはメールにて連絡する。なお、書面では会長印を押印し、メールでは CC に会長及び BCC に名誉会長を置く。
- ②学会側が寄附の受け入れを受理したことを確認した後、庶務幹事は会計幹事に連絡を取り、会計幹事は学会指定の口座に寄附金の振込みを実行する。なお、学会から寄附の請求書が発行された場合は、談話会はその指示に従う。
- ③庶務幹事は振込みの実行後に学会に連絡を取り、領収書の発行を依頼する。入手した領収書は会計幹事が保管し会計処理に用いる。
- ④当該学会から寄附に対し談話会名称あるいはロゴの掲載等の申し出を受けた場合、庶務幹事は幹事会にメールベースで打診し特に異議が無ければこれを受け入れて対応する。

(6) 学会寄附積立金の運用

- ①談話会では不定期に行う寄附行為に供えて、年度毎の予算とは別途に、「学会寄附積立金」（以下、積立金）を設定して運用する。
- ②会計幹事は年度毎に積立金の項目で予算を計上して、積立金へ移管する。
- ・特に目的の無い場合は積立額金の総額が 200 万円を越えないように積立額を調整
 - ・目的を持って複数年度に渡って積み立てる場合は、収支報告書に寄附目的を明記
例：****年度に**学会へ***万円寄附予定
 - ・年度毎の積立額は 0、50 万円あるいは 100 万円を計画
特に不都合がなければ 50 万円を原則として良い
- ③寄附を行う場合は、原資として学会寄附積立金を使用する。ただし、不足する場合は幹事会の審議により年度途中に積立額を変更することができる。
- ④会計幹事は年度毎に「学会寄附積立金収支報告」を作成し、幹事会に報告する。

(7) 付則

- ①この内規は H27 年 1 月 30 日より実施し、改訂は幹事会の承認により行なわれる。

参考資料

談話会からの学会寄附実績表（2002 年度～2014 年度）

年度	寄付実行日	送金先	送金目的	金額(円またはドル)
2002	2002/4/17	MDO2002（札幌）	補助金	100 万円
	2003/2/14	H15 年 4 月 薬物動態学会ワークショップ	補助金	50 万円
2003	2004/2/12	ISSX 若手研究者賞	寄付	2000ドル(212700 円)
2004	2005/3/1	ISSX/JSSX 学会	寄付	100 万円
2005	無し	無し		無し
2006	2006/4/28	MDO2006(ハンガリー)	寄付	3000EUR(434610 円)
	2006/7/10	シンポジウム「内・外環境と生物応答」	寄付	50 万円
	2007/3/1	ISSX FOUND	寄付	3000ドル(358500 円)
2007	2007/10/3	第8回 ISSX	寄付	100 万円
	2007/10/29	第22回 JSSX	寄付	100 万円
	2007/11/27	PGRN-Riken-JSSX ワークショップ	寄付	50 万円
2011	2012/2/2	薬物動態国際シンポジウム	寄付	50 万円
2012	2012/9/12	P450 発見 50 周年記念シンポジウム	寄付	30 万円
2013	2014/2/21	第 29 回 JSSX／第 19 回 ISSX 合同年会	寄付	100 万円
2014	2014/11/20	第 19 回シトクロム P450 国際会議	寄付	50 万円

作成日:2014 年 12 月 10 日